

第37号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の専攻科」を削り、「授業料」の次に「又は受講料」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者であって高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第3項の規定による許可を受けて科目を履修するものは、当該科目の受講料を別表第2の定めるところにより納付しなければならない。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。第6条第1項第2号及び第9条第1号において「就学支援金支給法」という。）第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に関する事務を処理するために必要な場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、教育委員会規則で定める期間に納付することができる。

第4条第2項中「の期間」を「に規定する期間（同項ただし書に規定する期間を含む。）」に改める。

第5条第1項中「5日以内」の次に「（就学支援金に関する事務を処理するために必要な場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、教育委員会規則で定める期間）」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、やむを得ない理由があると認める者の授業料について、同項に規定する期間を延長することができる。

第6条第1項中「学業が優秀な者であって、かつ、学資の支弁が困難なもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学資の支弁が困難な者であって、教育委員会規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、就学支援金支給法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる者のうち授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めるもの
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めるもの

第 7 条の見出しを「（受講料及び聴講料の納付時期等）」に改め、同条中「聴講料」を「受講料及び聴講料」に、「聴講科目」を「受講科目又は聴講科目」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受講料は、就学支援金に関する事務を処理するために必要な場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、教育委員会規則で定めるときに納付することができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 前条第 1 項の規定は、受講料について準用する。

第 9 条を次のように改める。

（授業料等の不還付）

第 9 条 既に納付した授業料、受講料、聴講料、入学料及び受検料は、還付しない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 就学支援金支給法第 7 条の規定により就学支援金をもって債権の弁済に充てることとなる授業料及び受講料
- (2) 最終学年の 3 月分の授業料を納付した者が当該月前に当該高等学校又は当該課程に在籍しないこととなった場合における当該月分の授業料
- (3) 第 6 条の規定により減免された授業料及び第 7 条第 2 項において準用する第 6 条第 1 項の規定により減免された受講料

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 授業料

区 分	年 額
全日制の課程及び専攻科	118,800円

定時制の課程（単位制による課程を除く。）

32,400円

別表第2の4の表を別表第2の5の表とし、別表第2の3の表を別表第2の4の表とし、別表第2の2の表を別表第2の3の表とし、別表第2の1の表の次に次の1表を加える。

2 受講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している者に係る授業料及び受講料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料及び受講料は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る授業料及び受講料の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、教育委員会規則で定める。